議会運営委員会

令和5年9月21日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

() 溝部真紀子齋藤 文夫嶋田 善行横田 敏文宮崎 和彦奥村 容子中川議長

- 2. 欠席委員
 - ◎木澤 正男
- 3. 理事者出席者

総務部長 西巻昭男

4. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

5. 審查事項

別紙のとおり

開会 (午前9時)

署名委員 宮﨑委員、奥村委員

副委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、 本日の会議を開きます。

なお、木澤委員長から欠席の通告を受けておりますので、私が職務を代行 しますので、よろしくお願いします。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、宮﨑委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりですので、 レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1.協議事項、(1)令和5年第4回斑鳩町議会定例会について を議題とします。

①付議議案の取扱いにつきまして、お手元の委員会付託議案の審査結果を ご覧ください。各委員会に付託されました15議案は、いずれも満場一致で 可決・認定すべきものとされております。いずれの議案につきましても、最 終日の本会議で採決となりますが、ここで、討論の有無について確認させて いただきます。討論等を予定されている議案、あるいはまた、討論の予定が あるとお聞きになっている議案などがありましたら、議長次第にも関わって まいりますので、あらかじめお聞かせいただけたらと思いますが、ございま せんでしょうか。 佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

濱議員より、認定第5号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定については反対を予定されていると、事務局でお聞きしてお ります。

副委員長

ほかにございませんか。

(なし)

認定第5号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を予定されているということで確認しておきます。

なお、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の 討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。

次に、②要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに1件の文書をお受けしております。この取り扱いについてご協議いただきたいと思います。まず、この文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明願います。 佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

令和6年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いについて、1通の要望書をお受けしております。公益社団法人 日本理科教育振興協会会長から郵送されてきたもので、9月7日に受け付けをしたものです。内容としては、昨年とほぼ同じ内容で、小・中・高等学校の理科教育の実態について教育委員会に確認し、理科教育環境整備向上のため、積極的な予算措置を求めるものです。なお、町教育委員会に確認いたしましたところ、要望通りに対応していることを確認しておりますことを申し添えます。

副委員長

ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、 委員皆さまのご意見をお聞きしたいと思いますが、目を通していただく時間 を確保するため、暫時休憩します。

(午前9時02分 休憩)

(午前9時04分 再開)

再開します。

それでは、この要望書の取り扱いについて、委員皆さまのご意見をお聞き したいと思います。 横田委員。

横田委員

こちらの要望書は例年きている要望書だと思うし、事務局長がおっしゃったように、教育委員会のほうで予定されているということなんで、議員配布でいいかと思います。以上です。

副委員長

ほかの皆様いかがでしょうか。 奥村委員。

奥村委員

昨年と同じ内容であるということと、町は要望どおり対応しているという ことから、配布にとどめていいと思います。

副委員長

ほかの委員さんがいかがでしょうか。

(異議なし)

副委員長

ただいま議題となっております文書につきましては、各議員に配布にとど めるということで確認しておきます。

②要望書等の取扱いについては、以上で終わります

次に、③追加日程についてを議題とします。

お手元の追加日程表をご覧いただきたいと思います。

追加日程1.発議第4号 学校給食費無償化の着実な推進を求める意見書 について、議員発議で意見書が提出されるものです。

次に、追加日程2.建設水道常任委員会の先進地視察について、追加日程3.研修会への参加派遣は、10月26日の「生駒郡・北葛城郡町議会議員合同研修会」について、10月30日の「奈良県市議会議長会・町村議会議長会合同全議員研修会」について、参加派遣計画書にあげております。

現在までに追加提案を予定されているものはこの3件ですが、この他に、 提案等を予定されているもの、あるいは提案等の予定があるとお聞きになっ ているものはございますか。 (なし)

副委員長

議員提案の予定は、現時点では、この他にはないものと確認しておきます。 追加日程として予定されているものは以上ですが、これまでのところで、 質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

副委員長

それでは、最終日の議事運営については以上のように進めさせていただき ますので、議長には、進行についてよろしくお願いします。

(1)令和5年第4回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に、(2)次期定例会の日程についてを議題とします。

皆さんのお手元にお配りしております日程案について、事務局から説明を お願いします。 佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

次期定例会の日程案についてご説明させていただきます。お手元の日程表(案)をご覧ください。12月1日(金)を初日とし、12月20日(水)を最終日とする、会期20日間の案をお示ししております。12月1日(金)が初日でございまして、本会議終了後に広報発行常任委員会を開催、12月2日(土)から5日(火)は休会、6日(水)を一般質問の1日目、7日(木)を一般質問の2日目とし、8日(金)は建設水道常任委員会、9日(土)・10日(日)は休会、11日(月)は厚生常任委員会、12日(火)は休会、13日(水)は総務常任委員会、14日(木)は休会、15日(金)は議会運営委員会、16日(土)から19日(火)までは休会とし、20日(水)を最終日とする、会期20日間の案でございます。よろしくお願いします。

副委員長

ただいま事務局長から説明のありましたことについて、質疑、ご意見等が あれば、お受けします。

(な し)

それでは、12月定例会の日程は、お手元の日程表の案のとおり予定をしておくということで委員会として確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長

異議なしと認めます。12月定例会の日程については、予定ということで 確認しておきます。

総務部長から他に何か報告等はありますか。

(な し)

副委員長

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席をしていただくこと とします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

(午前9時09分 休憩)

(午前9時09分 再開)

副委員長

再開します。

次に、(3)今年度の検討事項についてを議題とします。

①議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び条例施行規程について を議題とします。

前回の委員会では、資料にもとづき制定にむけて検討が必要な事項、今後のスケジュール等について説明を受け、本日、改めて議論するということで終わっていました。本日の委員会では、検討事項についての方向性を確認することとなっていますので、前回の資料にもとづき4点の検討事項について、協議したいと思います。

まず、①点目、「報告等の保存期間について」です。

議長へ提出された請負状況等報告書および訂正届の保存期間を定めるものです。なお、資料にもありますように町の類似規定「政治倫理確立のため

の斑鳩町長の資産等の公開に関する条例」では、「作成すべき期間の末日の 翌日から起算して5年を経過する日まで」と定められています。

それでは、本条例ではいつまでとするか、委員皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

ここでは参考として5年となってますけども、5年というあれが、なんで 5年となっているのか、そこらへんわかったら教えていただきたい。

委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

局長

こちらにつきましては、平成7年に制定されている条例でございまして、こちらがなぜかということにつきましては事務局でも把握していないところでございます。条例の条文解説のところを見ていただきますと、○年を経過する日は各議会の文書・・規定の等にもよるが、議会任期が4年であることを考慮の上、各議会の判断で整理されたいと書いておりますので、4年を超えておりますことから、こちらの例については参考としてふさわしいのではないかと思いまして選考させていただきました、以上でございます。

嶋田委員

これ一応何年いうあれなんですけども、当該議員が議員でなくなってから 5年とか4年とか、そういうふうな文言にしたほうがいいのではないかな と。当該議員が議員である場合にはずっと残していくと。そして議員でなく なってから、例えば3年とか、そういうふうな感じのほうがいいのではない かなとは思います。

副委員長

ほかの委員の皆様いかがでしょうか。
暫時休憩します。

(午前9時13分 休憩)

(午前9時15分 再開)

副委員長

再開します。 横田委員。

横田委員

私はもう、任期うんぬんというより、5年という期限を決めてやった方がいいと思います。というのは管理するほうが大変だと思うんですよね。特段現役だったら残しておくという意味があるのかなというのがあるし、もう5年という期限を決めて保存規定を決めてやればいいかなと、私は思います。

副委員長

嶋田委員。

嶋田委員

議員の立場やからそれをせなあかんわけで、報告をせなあかんわけで、そ やから議員である限り、その報告書は残しておくべきだと僕は思います。

副委員長

横田委員。

横田委員

ちょっと確認です。5年過ぎて保存期限が過ぎましたよということになっても、ひとつの事案についてっていうことですよね。だから、継続して置いておく必要あるのかなと、私はよく理解してないかもしれませんけど。

委員長

嶋田委員。

嶋田委員

これ、報告せなあかんいうのは、なにか事があった時のためだとは思うんです。そやから当該議員である職についている間は、やはり議会として残しておくべきものであると、第三者、町民から、監査とは言えへんけども、疑念が起こったときに、ちゃんとこういうことになってますよということを言えるような、形でしたほうがいいのではないかなと。

副委員長

中川議長。

議長

嶋田委員言わはるように、例えば5年で廃棄した、6年目に住民さんが 何々議員の町の請負について監査請求を起こしてきた、っていうときは、局 長、それ6年後やったら5年で廃棄しているから報告書はないわな。そうい うときの住民監査請求ってどうなるんやろ。 委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

この報告書といいますのは、絶対に出さなければいけないと法定で決められているものではございません。法律は300万円以上の請負をしたかどうか、してはいけないという規定でございますので、住民さんから住民監査請求があった場合には、それがあったのかどうか町の会計帳簿を調べることになると思います。以上です。

副委員長

中川議長。

議長

今の説明やったら報告は強制ではない、例えば条例制定しても報告しなく てもいい。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

局長

この条例を定めるかどうかが議会に委ねられているものでございますので、この条例を定めれば、それは報告しなければならないということになりますけれども、住民監査請求があった場合は、その報告書も見ることにはなると思いますけれども、まず、報告書を出したかどうかを住民監査されるのではなくて、おそらくその請負が本当にあったかどうかということを住民監査請求されると思いますので、その場合には町の会計帳簿のほうで、その請負が実際にあったかどうかを確認されると考えております。以上です。

副委員長

齋藤委員。

齋藤委員

町の会計帳簿というのは保存期間は10年。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

局長

会計監査等がございますので、5年は必ずやっていると思うんですけれど も、それは今何年かどうか、ちょっと休憩していただいて、調べさせていた だきたいと思います。

副委員長

暫時休憩いたします。

(午前9時20分 休憩)

(午前9時23分 再開)

副委員長

再開します。 佐谷議会事務局長。

議会事務

町の会計書類の保存年限は10年ですので、よろしくお願いいたします。

局長

副委員長

ほかの委員さんご意見ございませんでしょうか。

ただいま、嶋田委員と横田委員と、また休憩中に中川議長からお話いただきましたけれども、そのご意見を次回、また木澤委員長が来られた時に、改めて再検討させていただくという形でいいでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

今、副委員長が取り仕切ってるねんから、今決めてもいいわけです。何も次、木澤君が来たときに決めなあかんことはないわけです。だから今言うんだったら、今出た意見を検討してくださいと、そういうふうな感じのほうがいいと思いますよ。

副委員長

齋藤委員。

齋藤委員

もうひとつ教えてもらいたいんですけれども、例えば出した、出したら残ります。しかし出さなかったら残らないわけだから、要するに出さないっていう記録は残らない、残る、残らないですよね、出さないんだから。出してないという、だから、10年後にずっとあって、10年後に出してくれた人は残っている、ただ出してくれなかったら、出してくれてないんだっていう記録はわかるわけですよね。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

今、おっしゃっているとおりでございます。

局長

齋藤委員

私も嶋田委員おっしゃるように、きちっと後々もわかるようにしたほうがいいと思います。

副委員長

それでは各委員の皆様のご意見、各委員の皆様でご検討いただいて、次回 また新たに検討させていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

次に②点目、報告、訂正、写しの交付にかかる様式・提出方法についてです。こちらは、報告、訂正、写しの交付の提出方法について、様式を使用せずに、電子メール等で必要事項を入力する方法も可能とするのか、また持参・郵送・電子メールいずれの方法であっても、様式を使用するか協議いただきたいと思います。

それでは、本議会の対応について、委員皆さまのご意見をお聞きしたいと 思います。 齋藤委員。

齋藤委員

私は様式を決めたほうがいいと思います。様式を決めなかったら必要な項目、漏れておったりする場合があると思いますんで。

副委員長

嶋田委員。

嶋田委員

僕も様式は決めたほうがいいと思います。電子メールうんぬんで様式を決めてなかったら、必要事項わからない、記載されてない場合があると思いますので、一応電子メールにおいても様式は決めておいて、それをダウンロードしていただいて報告していただくという感じのほうがいいと思います。

副委員長

ほかの委員さんいかがでしょうか。 横田委員。

横田委員

同意見です。

副委員長

今、様式を決めたほうがいいというご意見いただいておりますけども、荘 いった形で進めていってよろしいでしょうか。

(異議なし)

副委員長

そしたら様式を決めるという形で進めてまいりたいと思います。

次に③点目、「報告等の閲覧開始日について」です。

議長へ提出された請負状況等報告書、訂正届の閲覧の開始日を定めるものです。なお、資料にもありますように町の類似規定「政治倫理確立のための斑鳩町長の資産等の公開に関する条例」では、「作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から」となっています。

それでは、本規程ではいつからとするか、委員皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

これ参考で60日となっていますが、なんで60日なんですかね。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

こちらにつきましても、先ほどと同様でございまして、こちらの制定は平成7年でございます。何か町の規定の中で、同じような規定がないか、議会事務局で探してまいりまして、類似の規定についてはこのようになっているという参考として持ってきているものでございますので、ご理解くださいますよう、お願いいたします。

副委員長

嶋田委員。

嶋田委員

あのね、なんで町は60日にしているのかを聞いてるわけですわ。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

確認しておりませんので、また後日確認させていただきます。

局長

副委員長

嶋田委員。

嶋田委員

いろいろ書いてあったように思いますけれども、60日、2か月長いようにも思うし、公開は速やかにしたほうが、公開いうか閲覧は速やかにしたほうがいいのではないかなとは思いますんで、なぜ町は60日にしたのか、その辺わかってからのほうが議論しやすいのではないかなと思います。

副委員長

奥村委員。

奥村委員

今の嶋田委員と同じ意見です。

副委員長

齋藤委員。

齋藤委員

同じ意見です、速やかに公開してもいいと思います。

副委員長

それでは、なぜ60日かということを次回までに調べさせていただきますので、この件はこれで終了させていただきます。

次に④点目、「条例・規程の施行日と適用時期について」です。

附則において施行日等を定めるものですが、前回の委員会でお示ししたスケジュールでは、本条例を12月議会で上程予定です。

それらのスケジュールも踏まえ、ご協議いただきたいと思います。

それでは、条例・規程の施行日と適用時期をいつにするか、委員皆さまの ご意見をお聞きしたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員

これ、参考例あるんですけれども、私たちの任期は4月に選挙があって、5月ぐらいですか、任期始まるのは。選挙終わってからですわね、始まるのは。ほんなら会計年度でいうと、会計年度は4月1日からになってきますわね、その間約ひと月の差があるわけですわね。そこらへんどうするのかというのが、条文の文章として出てくるのではないかなと思うんです。そやから議員の職についてからにするのか、それか議員の職につくひと月前、過去に遡及してやっていくのかというが出てくると思いますので、僕はどっちでもいいとは思うんですけれども、その辺文言はっきりしておいたほうがいいのではないかなとは思います。

中川議長。

議長

今のは12月に制定するかどうかっていう話してたんかな。いずれにして も今の①にしろ②にしろ、皆いろんな意見があるから、12月に条例制定す るでやなしに、中身定まった時にいつからにしましょうかでええねやんな。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務 局長 この条例の特徴としましては、遡ってできるということですので、今日の議論につきましては、遡って令和5年度分ですね、1会計年度で300万円までですので、任期がいつからという規定がないですので、4月30日の方からでも4月1日の方からでも、令和5年は300万円という規定は変わりございません。それが、例えば制定日はが今年の12月20日だったとしたら、来年の4月から適用することもできますし、遡って今年の4月からすることもできるというのが特徴ですので、どちらにされるかという選択肢をお選びいただければと思います。以上でございます。

副委員長

嶋田委員。

嶋田委員

この条文としてね、これ300万円は議員になってからでしょ。議員になる前、このひと月間で50万仕事したんやと、議員になって250万やったんやという感じ、そこらへんどうなるのかなって思って。この遡及というのは議員になってからの話なんか、それまでになるのかということですわな。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務 局長 地方自治法等の規定に関してになりますけれども、議員になられてからでございますので、この統一地方選挙の前から議員さんでいらっしゃる議員さんにつきましては、もしこの条例を令和5年4月1日から規定したら4月1日、そして選挙後に議員さんになられた方につきましては、4月30日からの適用になります。以上でございます。

副委員長 嶋田委員。

嶋田委員 そうか、遡及いうのはあれか、もしか令和6年4月1日施行いうたら、遡 及するのは5年からの話になってくるわけやね。

副委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務 再度確認させていただきたいんですけども、この条例は令和〇年〇月〇日 施行し、と書いていまして、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請 負から適用するとなってます。仮に、12月20日に可決したとしますと、この条例は令和5年12月20日から施行し、遡ってになりますと令和5年4月1日に始まる会計年度からにおける請負から適用するとなります。来年 からしようということになりましたら、この条例は令和6年4月1日から施 行し、令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するという 形になるかと思います。

副委員長嶋田委員。

嶋田委員 令和6年4月1日からの開始でいいのではないかなと、これ令和5年、先ほども言ったように、5月ぐらいから11か月は、空白空くけれども、それはもう目つぶるっていったらおかしいけど、問題にしなくてもいいのではないかなと思いますね。

副委員長 齋藤委員。

齋藤委員 私は12月に施行するとしたら、議会事務局長がおっしゃったように令和 5年12月何日から施行し、令和5年4月1日に始まりますと、やはりきちっとした方がいいと思います。

副委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

先ほどの私の話、ちょっと誤解があったかもしれませんけども、12月に 可決するから令和5年度に適用するというのではなくて、むしろ議会運営委 員会の皆様にお決めいただきたいのは、令和5年度も、今、すでに始まって いる令和5年度も適用するのか、それとも決めてから次の年度から適用する のか、どちらにされるのかというのを、この会議でお決めいただければと思 いますので、よろしくお願いいたします。

副委員長 齋藤委員。

齋藤委員

わかりました、私も6年度でいいと思います。なぜかと言うと、決めてないのに遡ってするというのは悪いなと、決めてないものをするというのはおかしいかなと思いますので、1か月だけでも前倒しするというのはおかしいかなと思いますので、6年4月1日でいいと思います。

副委員長 奥村委員。

奥村委員| 私も新しい年度からでいいと思います。

副委員長 ほかの委員の皆様いかがでしょうか。 横田委員。

横田委員 同じ意見で。

副委員長 宮﨑委員。

宮﨑委員 一緒でいいです。

副委員長 ただいま、令和6年4月1日から施行するという形のご意見いただいておりますけれども、その形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように進めたいと思います。

それでは、①議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び条例施行規程については、報告等の保存期間については、次回までに委員皆様に検討していただくという形になります。報告、訂正、写しの交付にかかる様式・提出方法については、様式を定めるとさせていただきます。報告等の閲覧開始については、当該報告書等を作成すべき期間の末日の翌日から起算してというものに対しても次回までに検討していただくということになります。条例・規程の施行日は適用時期については、施行日は令和6年4月1日、適用時期は令和6年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するということを確認します。

議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び条例施行規程については、 これで終わらせていただきます。

次に、②議会の動画配信に関する調査・研究についてを議題とします。 前回の委員会で、委員より、令和3年度の検討事項で「議会のIT化について」検討された結果、町ホームページを充実させることとなり、その後、 議会関係の閲覧数はどのような状況なのか、お尋ねをいただきましたので、 資料を作成しました。

本日、資料1を配布しておりますので、事務局から説明してください。 佐谷議会事務局長。

議会事務 局長

令和3年度と令和4年度の斑鳩町ホームページにおける議会関係ページの閲覧数の状況です。各記事の「閲覧数」、「1日あたりの平均閲覧数」、「町ホームページのトップページの閲覧数に対する割合」を示しています。令和3年度の議会運営委員会で「議会のIT化及び議会の発信力を高めていくことについて」を検討事項として議論され、議会の審議結果を新たに掲載しホームページを充実することになりました。そのため、令和4年度から閲覧順位7番目の「議案・審議結果」の項目が追加されていますので、令和4年度のほうが1項目多くなっています。1日あたりの平均閲覧数は、令和3年度は26.5件、令和4年度は43.5件と増加しており、斑鳩町ホームページ総閲覧数に占める議会関係のページの閲覧数の割合は、令和3年度

は5.26%、令和4年度は7.74%となっています。

両年度ともに閲覧が多い内容は、「議員名簿」「一般質問要旨」「定例会・ 臨時会・委員会の日程」「役員・委員会名簿」「本会議会議録」「議会だよ り」で、令和4年度より追加した「議案・審議結果」は7番目に閲覧数が多 い状況です。以上、事務局から報告させていただきます。

副委員長

それでは、資料の内容も含めて、質疑・ご意見をお受けします。 中川議長。

議長

これ今、令和3年度は閲覧数町のホームページの閲覧数から議会閲覧されているのが5%、4年が7%ということやけど、この5%、7%という人は、パソコンやスマホを持ち、ホームページを見れる環境の人の中でこんだけやと。例えば18歳以上の住民の人で、それで割ったらえらい少ない、びっくりするようなパーセントになるんやろな。これ閲覧ができる人で、町のホームページを閲覧している人の中でもこんだけやということやから、18歳以上の住民の人で見たら、ほんのごく一部っていうことやんな。そういうことでええねやんな。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

局長

今、議長おっしゃるとおりでございまして、これは同じ方が何度も見ている可能性もございますので、そちらも併せてご報告させていただきます。

副委員長

齋藤委員。

齋藤委員|

これ3年度と4年度が1.5倍ぐらいになっている、ホームページの形式 変えたとかという、そういうことでもないんですか。同じような形だったん でしょうか。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務

斑鳩町ホームページの閲覧数につきましては、令和3年度が18万3,8

局長

67から20万4,972でございますので、そちらのほうは増えてはおります、ただ、特にトップページを変えたとか、何を変えたとかいうことではございません、ただ、議会に関して申しますと、先ほども申しあげましたように、令和4年度から議案と審議結果を載せておりますのと、それに伴いまして、議会だよりのほうでも、これを載せておりますというのをできるだけ掲載するようにしているものでございます、以上です。

副委員長

嶋田委員。

嶋田委員

これ今、いろいろ分析するのは、今ではちょっと無理だと思うんで、次回 までにこれを検討していくということでどうですやろ。

副委員長

ほかの委員さんいかがでしょうか。 横田委員。

横田委員

今、嶋田委員おっしゃったような形ですればいいと思いますけれども、ただ1点、たぶん閲覧数が増えているのは、議会だよりでホームページの醸成をしていくれたりとか、あと、広報紙で案内するとか、そういった醸成をもっともっと増やしていけば閲覧数も増えてくるのかなという感想は持ちました。

副委員長

ほかの委員のよろしいでしょうか。

(な し)

副委員長

それでは、②議会の動画配信に関する調査・研究については、11月の委員会以降も、引き続き協議していくということで終わります。

1. 協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受け します。

(な し)

議長から、ございませんか。

(な し)

副委員長

私のほうから1点ございまして、議会初日の町長の提出議案説明の朗読と 配布について、傍聴の方からご要望をいただいております。

町長の提出議案説明については、事前に各議員に配布しており、議会初日には全員が目を通して理解している状況の中で、再度町長が朗読することは非効率ではないかということ。そして、もうひとつは、提出議案説明を傍聴者に配布してほしいとのことです。どのような議案が審議されているか、口頭だけでは聞いている方はわかりにくいということで、配布を望まれているという要望でございます。この二つのご意見に対して皆様のご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 横田委員。

横田委員

町長提案、皆、朗読するのは、要は傍聴者のためにということで決まった 経緯があると思うんですよね。コロナでやめていたけど、傍聴者がわからな いということで、全部朗読してもらおうということで決まったと思うんです けど、傍聴者の方がそういうふうにおっしゃっているんだったら、別に我々 も事前にもらって読んでいるんですから、省略でも私はいいかな。逆に傍聴 者の方にペーパーをお配りするとか、そういうのもいいのではないかなと思 いますけど。

副委員長

嶋田委員。

嶋田委員

町長は提案説明せなあかんとなっているのと違うの。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務局長

議案の提出説明はしなければいけませんが、総括説明というのは定めがご ざいません、そのためコロナの間も省略できたものでございます。絶対に省 略してはいけないのは、例えば報告事案の時等は、議案に取り上げた後、部 長が説明しております、同意案件とか、人事案件についても同じでございます。このような提出に関する説明は必ずすることとなっております。また、委員会付託された議案につきましては、委員会での説明が必要になりますので、委員会で各課長のほうが議案書の読み上げと、続きまして議案に対する説明を詳細に行っているものでございます、以上でございます。

副委員長

嶋田委員。

嶋田委員

提出案件の説明はいままでからやってきて、文言では理解しにくい、わかりにくいから文書で配布という形を取っていたと思います。あれ説明せなあかんかったんと違うんかな。そこらへんちょっと調べますわ。僕が調べる。

副委員長

齋藤委員。

齋藤委員

傍聴者に配るのにはわかりやすいから賛成ですけれども、配ったからといって説明しなかったら、傍聴者それ家に帰って読むしかない、その場で見れるわけないから、やはり町長は説明をすべきだと思います。それで傍聴者と議員ともう1回確認しながら目で追っていったほうがいいのではないかなと思います。

副委員長

佐谷議会事務局長。

議会事務 局長 1点だけ再度ご確認させていただきたいんですけれども、コロナの前は町長の提出議案説明が朗読でありました。その時には傍聴者には何もお配りしていない状況でございました。コロナになりましてから、当町の議会で、町長の提出議案説明の朗読は一部省略ということで大部分が読まれない状況になったときに、この議会運営委員会のほうでお話合いいただいたうえで、議会事務局で傍聴人の方に、議員さんがお持ちと同じ提出議案説明の全文をお配りするようになっております。今回、8月の議会運営委員会で、9月の1日の本会議は提出議案説明を町長から朗読していただくということに、元に戻すということになりましたので、議会事務局では傍聴者にお配りしなか

ったという経緯でございます、以上でございます。

副委員長

ほかの委員さんいかがでしょうか。 中川議長。

議長

町長の説明の朗読がないから提出議案説明を傍聴者に渡していた、コロナの間は。だけど、今度は例えば提出議案説明を町長が朗読する、なおかつ傍聴者に提出議案説明をお渡しするということもできるし、そこらも踏まえてほかの委員さんにも考えてもおたらどうやろ。ひとりの人が朗読しやんでもええやろということで、やめやなあかんということはないと思うし。この委員会で方向性決めてもらったらいいと思いますけど、私の意見です。

副委員長

それでは、町長の提出議案説明の朗読と、内容配布についてはまた各委員 検討していただくということで、この件については確認させていただきたい と思います。

事務局から、ございませんか。 佐谷議会事務局長。

議会事務

議会事務局より、会議録の製本についてのお知らせです。

局長

これまで、本会議とともに、当初予算と決算審査にかかる特別委員会の会議記録についても製本化しておりましたが、さきの決算審査特別委員会においても経費節減の努力についてご助言いただきましたことから、今年9月の決算審査特別委員会の会議記録より、製本しないことといたしますので、お知らせいたします。

なお、本会議の会議録につきましては、従来どおり製本化してまいります。 また、他の常任委員会と同様に、議員さんからご要望がありましたら、議 会事務局で会議記録のプリントアウトはさせていただきますので、よろしく お願いいたします。

副委員長

これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元にお配りしております申出書とおり、当委員会として引き続き調査 を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よ ろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の副委員長報告のまとめについては、正副副委員長にご一任い ただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長

異議なしと認めます。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。お疲れさまでした。

(午前9時58分 閉会)